

気候変動枠組条約第24回締約国会合（COP24） における森林等吸収源の成果と今後の展開

2019年1月18日（金）

文京シビックホール

「フォレストカーボンセミナー：COP24等報告会」

林野庁森林利用課 石内 修

FOREST CARBON SINK STRATEGY OFFICE, FORESTRY AGENCY



本日の概要

1. COP24のねらい
2. COP24の概要
3. 森林等吸収源の成果と今後の展開
 - (1) 実施指針
 - (2) イベント等を通じた情報発信
 - (3) 今後のスケジュール

1. COP24のねらい



FOREST CARBON SINK STRATEGY OFFICE, FORESTRY AGENCY



気候変動対応の国際的枠組み

国連気候変動枠組条約（1992年採択 1994年発効）

COP: 条約締約国会議

□ 締約国は197カ国・地域

- 究極の目的は、大気中の温室効果ガスの濃度安定化
- 「共通であるが差異のある責任」の原則
- 先進国は2000年までに削減努力し、人為的な排出量を1990年レベルへ回復
- 締約国は、温室効果ガスインベントリ報告の義務

京都議定書（1997年採択 2005年発効）

CMP: 議定書締約国会合

□ 締約国は192カ国・地域

- 先進国の排出量について法的拘束力のある数値目標を設定
 - 第1 約束期間：2008～2012年の5年間
 - 第2 約束期間：2013～2020年の8年間
- 吸収源の活用
- 京都メカニズム（共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引）

パリ協定（2015年採択 2016年発効）

CMA: 協定締約国会合

□ 締約国は184カ国・地域 ※2019年1月1日現在

- 途上国を含む全ての国に削減目標（NDC）の提出と対策の実行を義務づける法的枠組み
- 各国が削減目標を設定し、5年ごとに見直しを行う
- 今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡を達成

パリ協定における森林関連分野の内容

【前文】

条約に規定された吸収源・貯蔵庫の保全及び適当な場合は強化の重要性を認識し、

【緩和（排出削減のための取組）】

4条1項

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成する。

4条13項、14項

締約国は、NDCに係る人為的な排出・吸収量を計算する。その際、条約に基づく既存の方法及び指針を考慮に入れるべき。

【森林を含む吸収源・貯蔵庫の保全及び強化】

5条1項

締約国は、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む。）の保全及び強化のための措置をとるべき。

5条2項

締約国は、開発途上締約国における森林減少による排出量を減少させる取組（REDD+）等を実施及び支援するための措置をとることが奨励される。

【透明性（取組や支援の報告・審査）】

13条7項 (a)

締約国は、温室効果ガスの人為的な排出と吸収に関する目録を定期的に報告する。

COP24のねらい

■ パリ協定の実施指針の採択

○ パリ協定の仕組み ⇒ 計画・実行・評価・改善のサイクル

① 排出削減目標の策定

4条2項

NDCを作成・提出・維持し、目標を達成するための国内措置を行う。

② 報告・審査

13条7項 (b)

締約国は、NDCの実施及び達成における進捗情報を追跡するための情報を提出する。

③ 進捗状況の確認

14条1項

CMAは、世界全体としての実施状況の検討を行う。

④ その他パリ協定に位置付けられている事項

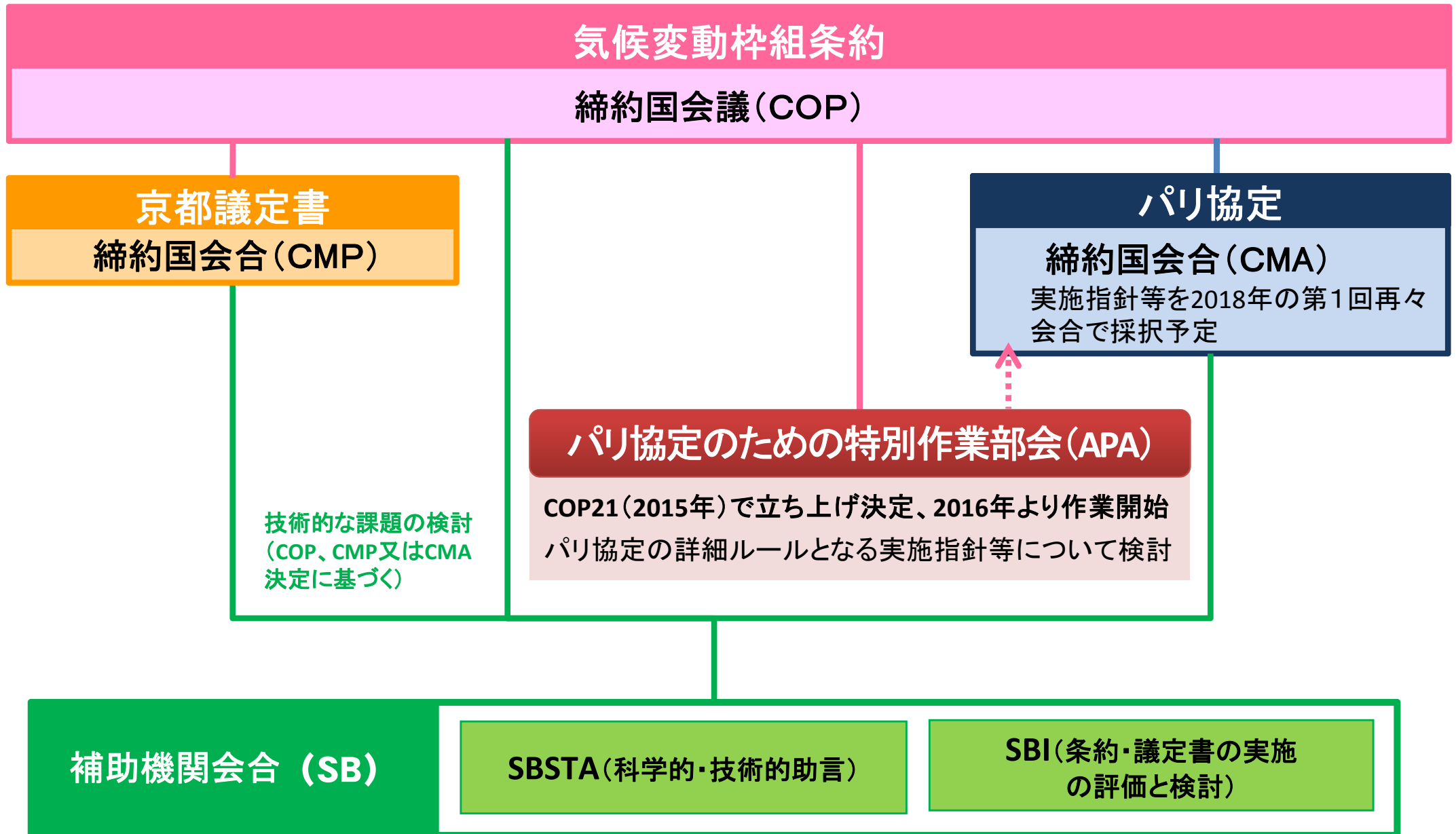
緩和成果の国際移転・適応・損失と被害・資金の計上・技術移転・キャパシティビルディング など

削減目標をどのように記述するか？ 報告のタイミングは？ 審査や進捗状況の確認の方法は？

パリ協定の実施指針に規定

実施指針は、パリ協定のための特別作業部会 (APA) 等において議論。
2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて、COP24で実施指針を採択。

気候変動枠組条約 関連会合の関係図



パリ協定の実施指針交渉のスケジュール

2016

2017

2018

2019・2020

2021～

議題毎に、APA、SBSTA、SBIで実施指針を検討

<5月>

APA1-1/SB44

- ・実施指針等の交渉開始

<5月>

APA1-3/SB46

- ・技術的・具体的な議論へ移行

<5月>

APA1-5/SB48

- ・非公式ノートの整理・統合

<9月>

APA1-6/SB48.2

- ・テキスト案作成に向けた検討

<12月>

COP24/CMA1-3/APA1-7/SB49

実施指針等の一括採択

<11月>

COP22/CMA1-1/APA1-2/SB45

- ・概念的な議論に終始
- ・2018年までの作業計画に合意

<11月>

COP23/CMA1-2/APA1-4/SB47

- ・実施指針等のアウトライン・要素を具体化
- ・議題毎に非公式ノートを作成

パリ協定の実施

実施指針を使用

一部の実施指針は継続検討

削減目標(NDC)を更新・提出

削減目標(NDC)の進捗を報告し審査を受ける

5年毎に削減目標(NDC)を更新

パリ協定の発効(11月)

2. COP24の概要



FOREST CARBON SINK STRATEGY OFFICE, FORESTRY AGENCY



COP24の概要

■ 会期

2018年12月2日(日)～12月15日(土)

(閣僚級会合：12月11日～12日)

■ 場所

ポーランド・カトヴィツェ（議長国 ポーランド）

■ 参加者

197・地域、国際機関、オブザーバー等

約1.8万人（日本代表団は、環境大臣、各省担当者等約100名）

■ 農林水産省からの参加

本郷林野庁次長ほか8名が参加し、森林や農業に関する交渉のほか、関連サイドイベントに対応



■ 主な成果

(1) パリ協定の実施指針

- 2020年以降のパリ協定の本格運用に向け、パリ協定の実実施指針を採択した。パリ協定の精神を貫徹した、全ての国に共通のルールに合意。
- 市場メカニズムについては、現在の作業状況に留意し、来年の採択を目指して引き続き検討されることとなった。

(2) タラノア対話

- 各国の経験やビジョンを共有する閣僚級ラウンドテーブルが開催され、我が国から原田環境大臣が参加。我が国が「環境と成長の好循環」を実現する世界のモデルとなる強い決意を示すとともに、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき2号」による各国のインベントリの精度向上への貢献等を紹介した。

(3) ハイレベル・イベント等を通じた我が国の取組の発信

- 原田環境大臣は、各国の閣僚級との会談を実施した。
- ジャパンパビリオンが設置され、「日本の気候変動対策イニシアティブ2018」の発表をはじめ、気候変動対策に関する我が国の貢献が紹介された。

3. 森林等吸収源の成果と今後の展開



FOREST CARBON SINK STRATEGY OFFICE, FORESTRY AGENCY



■ 目的

- 森林等吸収源対策が、パリ協定の下でも温暖化対策に有効である旨位置づけられるようにすること。

■ 方針

- 各国が、既存の指針やCOP決定等を参照しつつ、国情に応じて自国に適用する手法を選択可能にし、選択した手法に関する詳細な情報を、NDCの提出と併せて、透明性枠組みの下で情報を提供すること。

■ 論点

- 先進国の（土地専門家の）間でも各国事情は複雑であり、各国がパリ協定の下で確保したい個別の要素（土地ベース／活動ベース、HWPの計上ルール、森林参照レベル、自然攪乱影響の除外 等）や規定の詳細さを議論すればするほど違いが顕在化。
- 先進国はLULUCF、途上国はREDD+など、用語やNDCの計上方法について主張次第で二分論を想起させる恐れがある。

COP23から実施指針採択に到るまでの経緯

■ 5月 APA1-5 (ボン会合)

- 公式会合に先立ち、先進国と途上国の土地専門家の合同ワークショップを開催した。パリ協定の実実施指針に関して土地特有の要素やガイダンスの在り方、報告の様式等について議論した。

■ 9月 APA1-6 (バンコク会合)

- 先進国の土地専門家非公式会合を開催し、APA議題3（緩和）の提出情報（ICTU）や計上方法のルールについて議論した。各国が必要と考える要素を明確化し、各国の関心事項をできるだけ取り込む規定を検討した。



■ 12月 APA1-7（カトビツェ会合）

- 先進国の土地専門家非公式会合を連日開催し、土地セクターを表す用語を避けつつ、セクター横断的なテキスト案を検討した。その後、途上国も含め議論し理解を求めた。
- 1週目後半には、土地の要素を含むテキスト案が公表された。2週目は、議長国主導による専門家・首席交渉官レベルでの交渉と並行して閣僚クラスによる交渉が実施された。15日夜、土地の要素も含まれる形で全ての国に適用される共通の指針が採択された。



実施指針の交渉の成果（緩和）

COP23終了時（フォレストカーボンセミナー資料）

■ 非公式ノートにおける森林等吸収源の記載ぶり

- Guidance related to emissions and removals from LULUCF that refers to approaches under the Convention and its legal instruments on which Parties could draw from;
- Outline of the existing methods and guidance under the Convention and IPCC with references to the appropriate decisions and/or IPCC Publications.
- LULUCF, forests and REDD+
 - Parties are encouraged to include the land sector in their NDCs and those that include it shall continue to do so in the future;
 - No prejudging any requirements on mitigation in agriculture;
 - Develop specific guidance on:
 - ・ Natural disturbances;
 - ・ Harvested wood products;
 - ・ Treatment of lagged emissions.
 - Develop guidance whereby:
 - ・ **Developed countries** apply relevant rules under the Convention and its Kyoto Protocol and guidelines accepted by the IPCC, with the improvement of the existing rules on LULUCF to close any loopholes;
 - ・ **Developing countries** may account for their actions on forest and REDD+ in accordance with the relevant arrangements under the Convention if their NDCs include such aspects.

森林の項目立て

計上方法は既存のルールも適用可

二分論を想起させる表現

(FCCC/APA/2017/L.4/Add.1 より抜粋)¹³

COP24で採択された実施指針

7. *Decides that,* **Parties shall provide the information necessary ... contained in annex I as applicable ...**

(Annex I)

5. Assumptions and methodological approaches, :

(c) If applicable, **information on how the Party will take into account existing methods and guidance under the Convention** to account for anthropogenic emissions and removals ...

(e) **Sector-, category- or activity-specific assumptions, methodologies and approaches** consistent with IPCC guidance...

(i) Approach to addressing emissions and subsequent removals from **natural disturbances** on managed lands;...

(ii) Approach used to account for emissions and removals from **harvested wood products**;

(iii) Approach used to address **the effects of age-class structure** in forests;...

(i) **How** the reference indicators, sector-, category- or activity-specific **reference levels, are constructed, ...**

(FCCC/CP/2018/L.22 より抜粋)¹⁶

実施指針の交渉の成果（透明性）

- インベントリ報告における伐採木材製品（HWP）の算定方法が、実質的に生産法に決定した（生産法以外を使用する場合は、生産法を使用した場合の数値も提供する）。
- 進捗状況の報告では、NDCに提出する情報と整合する形で、土地特有の要素が位置づけられるとともに、LULUCFの貢献も規定された。

II. National inventory report ...

56. ...Party using an approach to reporting ... **from harvested wood products** in accordance with IPCC guidance **other than the production approach**, that **Party shall also provide supplementary information** on ... estimated using **the production approach**.

III. Information necessary to track progress made ...under Article 4 of the Paris Agreement

75. The information ... shall include, as applicable ... under Article 4:

(d) Where applicable to its NDC, **any sector, category or activity-specific assumptions, methodologies and approaches** consistent with IPCC guidance, **taking into account any relevant decision under the Convention**, including as applicable:

- (i) ... natural disturbances on managed lands;
- (ii) harvested wood products;
- (iii) The approach used to address the effects of age-class structure in forests;

77. Each Party shall provide the information ... in a structured summary

(c) **Contribution from the LULUCF sector** for each year of the target period or target year, if not included in the inventory time series of total net GHG emissions and removals, as applicable;

森林等吸収源に関する成果（まとめ）

- 各国の排出削減目標の設定やその実施及び達成状況の把握に際して、気候変動枠組条約下の既存の方法論やガイダンスを適切に使用することとなった。
- これまで同様に、我が国の森林や農地土壌による吸収量を、削減目標の達成に活用することが可能となった。



イベント等を通じた情報発信

- 本郷次長が、サイドイベントでの開催挨拶やパネリストとして登壇し、持続可能な森林経営の重要性を訴えた。
- 各国とのバイ会談（モザンビーク、エクアドル、コンゴ民主共和国）を実施し、気候変動分野における協力等について意見交換を行った。



森林宣言

- ポーランドのイニシアティブにより、「気候を守るための森林に関するカトヴィツェ閣僚宣言」が、我が国を含めた各国の賛同を得て発表された。
- 同宣言では、パリ協定の長期目標の達成に向けて、森林及び木材などの林産物による地球規模での貢献を強化する行動を加速すること等が宣言されている。セレモニーには、我が国から本郷林野庁次長が参加した。



YouTubeで公開中
『Three Little Pigs & Climate Change -the benefits of wood as a low-emission construction material』
<https://www.youtube.com/watch?v=66jVm1f5KJI>

今後のスケジュール

■ 実施指針に関する対応（共通報告様式の検討）

- 2020年（COP26）での合意を目指し、排出削減の進捗及び達成状況の共通報告様式の議論が開始される。森林を含む土地分野の多様な計上方法を適切に報告できる様式となるよう対応する。
- パリ協定に基づく隔年報告は、2024年12月までに提出。

■ IPCC第6次評価報告書（AR6）等への対応

- 2019年からIPCC第6次評価報告書（AR6）の執筆活動が本格化。
- 2019年5月にインベントリ方法論報告書の改訂、2019年8月に土地特別報告書の採択が予定されている。

■ パリ協定に基づく長期戦略策定

- 平成31年のG20を見据え、内閣総理大臣の下、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会が設置され、長期戦略の基本的な考え方について検討が行われている。

ご清聴ありがとうございました

